

令和3年6月市議会環境経済委員会資料

第64号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第8号）

目 次

【予算説明書ページ】 【ページ】

7款1項2目 商工振興費

1 中小事業者等一時金 …………… 12～13 …………… 1～4

商 工 部

令 和 3 年 6 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
12～ 13	7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	1-1	中小事業者等一時金	千円 676,500

1 概 要

第4波とも言われる新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により医療体制がひっ迫する中、長崎県から長崎市内の飲食店等に対して令和3年4月28日から6月7日まで営業時間短縮要請がなされるとともに、市民への不要不急の外出自粛要請がなされた。

この要請に伴って営業時間短縮要請に協力した飲食店等に対しては営業時間短縮要請協力金が支給されることとなっているが、飲食店等に対して行われた営業時間短縮要請と市民への不要不急の外出自粛要請に起因して、経営に支障が生じている飲食店等以外への業種には協力金等の措置はされていない。

そのため、長崎市内の飲食店等に対して行われた営業時間短縮要請と市民への不要不急の外出自粛要請により、売上が減少した中堅・中小事業者を対象に、一時金を支給することにより、事業の継続と雇用の維持を支援する。

2 事業内容

(1) 対象事業者

長崎県の要請に伴う飲食店等の営業時間短縮営業や不要不急の外出の自粛により直接・間接の影響を受け、売上が減少した市内の中堅・中小事業者

※長崎市営業時間短縮要請協力金の受給者は対象外

(2) 主な申請要件

令和3年4月、5月または6月のいずれかの月の事業収入が対前年（または前々年）同月比で20%以上減少していること

(3) 支給額 令和3年4月、5月または6月の事業収入の減少額

（減収要件を満たした月ごとに計算。ただし、いずれか2か月分まで）

減収率	上限金額/月
20%以上 50%未満	12.5万円/月
50%以上	17.5万円/月

(4) 支給見込件数 5,500件

※中小事業者等一時金（第1期）の支給件数見込約5,000件に、今回、営業時間短縮要請期間が長期に及んだことに伴う影響を加味して500件を上乗せ

※20%～50%の減収率の事業者数 2,200件（全体の4割）

50%以上の減収率の事業者数 3,300件（全体の6割）

(5) 申請期間(予定) 6月28日(月)～8月31日(火)

3 予算額 676,500千円

(1) 一時金 660,000千円(県との協調事業)

※10万円(県5万円+市5万円)×3,300件×2か月分

(2) 事務費 16,500千円

※委託料、広告宣伝費、振込手数料等

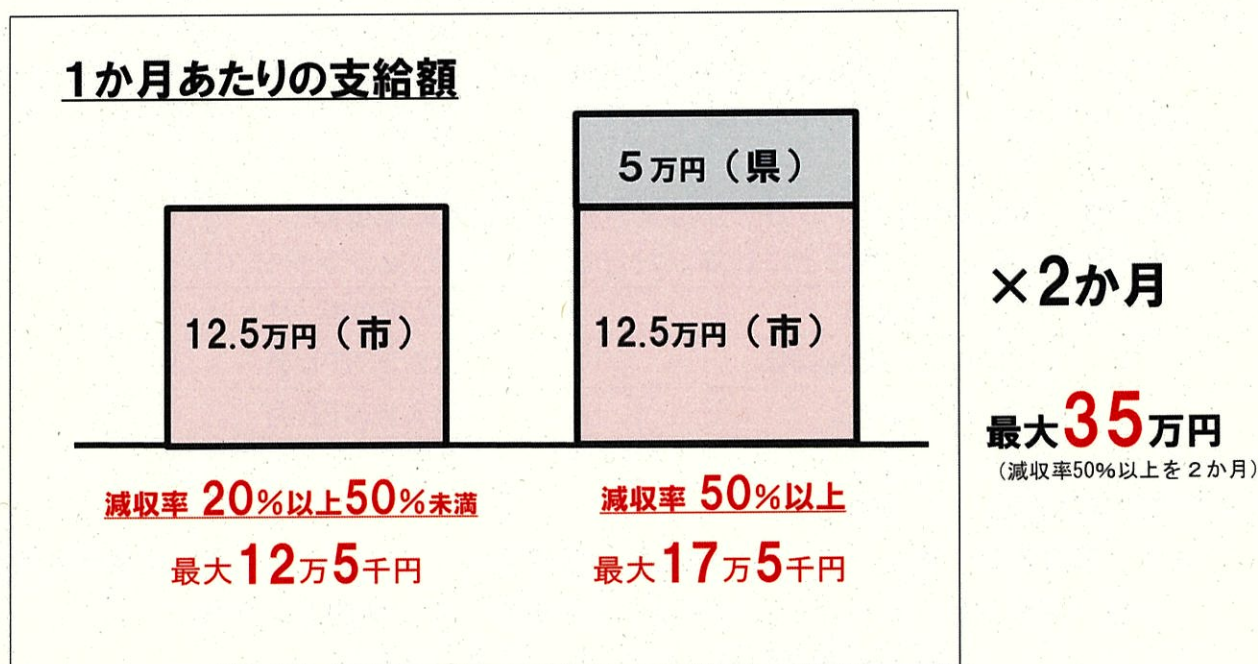
4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円 676,500	千円 -	千円 346,500	千円 -	千円 -	千円 330,000

※県支出金 一時金 330,000,000円(@50,000×2か月×3,300件)
事務費 16,500,000円(@5,000×3,300件)

【参考1】中小事業者等一時金(第2期)の支給イメージ

支給額: 4月、5月または6月のうち、減収要件を満たす月の事業収入の減少額
(最大2か月分)を支給



【参考2】全体の予算額

今回の中小事業者等一時金は、令和2年度からの繰越明許予算と合わせて実施

○全体の予算額 1,473,522千円（6月補正予算と繰越明許予算の合計）

（1）一時金 1,441,000千円

（2）事務費 32,522千円

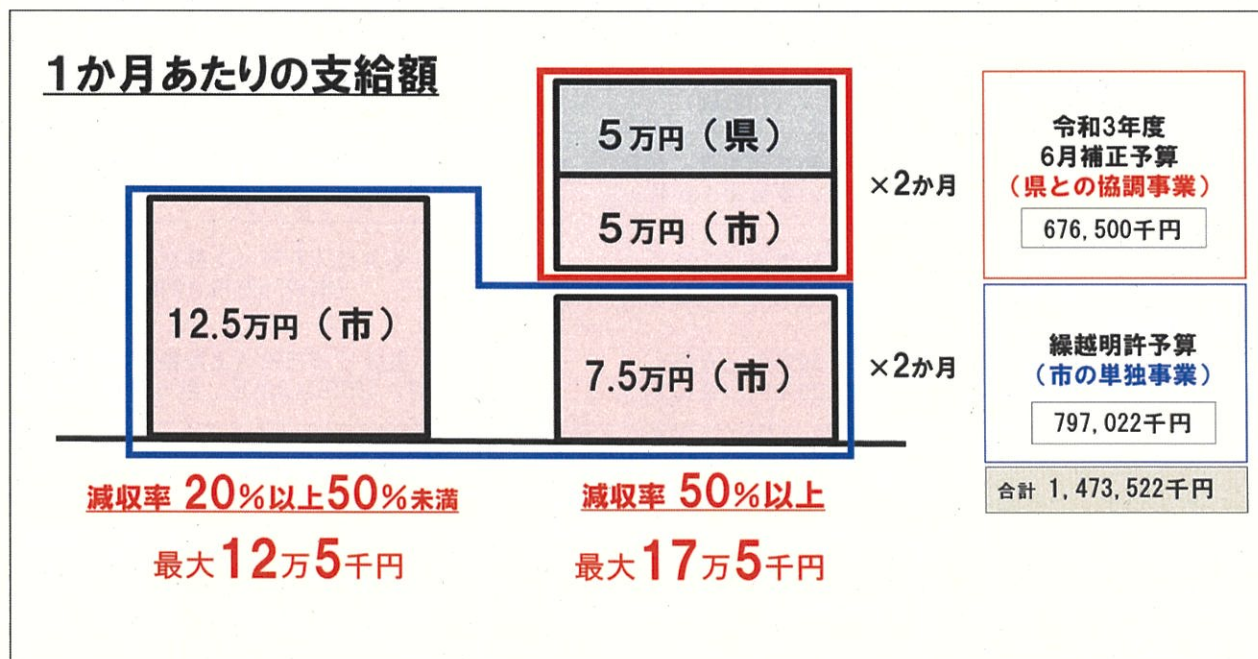
※委託料、広告宣伝費、振込手数料等

財源内訳

区 分	事業費	財源		
		国庫支出金※	県支出金	一般財源
県との協調事業 （6月補正予算）	千円 676,500	千円 —	千円 346,500	千円 330,000
市の単独事業 （繰越明許予算）	千円 797,022	千円 682,077	千円 —	千円 114,945
合計	千円 1,473,522	千円 682,077	千円 346,500	千円 444,945

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

全体の予算（6月補正予算と繰越明許予算の合計）のイメージ



【参考3】中小事業者等一時金【第1期】

(1) 制度概要

令和3年1月20日から2月7日にかけて要請された飲食店に対する営業時間の短縮や不要不急の外出自粛により、事業活動に大きな影響を受けている市内事業者（個人事業主を含む）に対し、一時金を支給するもの。

(2) 主な要件

令和3年1月または2月の売上が前年（または前々年）同月比で20%以上減少していること。 ※ 時短営業に伴う協力金受給者は対象外

(3) 支給額

1事業者あたり20万円（定額）

※ 減収率50%以上で要件に合致する事業者は30万円

(4) 申請期間

令和3年3月8日から令和3年5月31日まで

(5) 申請件数等（令和3年6月7日時点）

	件数	金額
(ア) 申請件数	5,337件	—
(イ) 支給済	4,335件	1,118,700千円
(ウ) 不支給決定済	197件	—
(エ) 審査中・支払待ち	805件	—

中小事業者等一時金 第1期と第2期の制度比較

		中小事業者等一時金（第1期）	中小事業者等一時金（第2期）
1	時短要請期間	令和3年1月20日～2月7日 (19日間)	令和3年4月28日～6月7日 (41日間)
2	減収対象月	令和3年1月、2月 (いずれか1か月)	令和3年4月、5月、6月 (いずれか2か月)
3	支給額	減収 ▲20% 20万円（定額） [市20万円]	各月12.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月]
		減収 ▲50% 30万円（定額） [市20万円、県10万円]	各月17.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月、県5万円×2か月]
4	支給イメージ	<p>支給額</p> <p>減収率 20%以上50%未満 一律20万円 減収率 50%以上 一律30万円</p> <p>令和3年1月、2月のうちいずれか1か月</p>	<p>1か月あたりの支給額（2か月で最大35万円）</p> <p>減収率 20%以上50%未満 一律12.5万円 減収率 50%以上 最大17万5千円</p> <p>令和3年4月、5月または6月のうちいずれか2か月</p>